

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年9月25日（火） 10：00～10：10

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：野田 聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）
上川 陽子 国務大臣（法務大臣）
林 芳正 国務大臣（文部科学大臣）
加藤 勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）
齋藤 健 国務大臣（農林水産大臣）
石井 啓一 国務大臣（国土交通大臣）
中川 雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
小野寺 五典 国務大臣（防衛大臣）
菅 義偉 国務大臣（内閣官房長官）
吉野 正芳 国務大臣（復興大臣）
小此木 八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
福井 照 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
松山 政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
梶山 弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
鈴木 俊一 国務大臣

欠席者：安倍 晋三 内閣総理大臣
麻生 太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
河野 太郎 国務大臣（外務大臣）
世耕 弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
茂木 敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：野上 浩太郎 内閣官房副長官
杉田 和博 内閣官房副長官
横畠 裕介 内閣法制局長官

欠席者：西村 康稔 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 3件
- 公布（条約） 2件
- 政令 8件
- 人事 3件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「日・オーストリア租税条約」の締結及び「税源浸食及び利益移転防止措置実施条約」の受諾について、御決定をお願いいたします。これらの条約は、先の通常国会までに承認を得たものであります。あわせて、これらの条約を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「カメルーン国」、「チュニジア国」及び「ギニアビサウ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令8件について、御決定をお願いいたします。まず、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の施行に伴い、専門職大学に準ずるもの等を定めるものであります。

次に、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、福祉事務所未設置町村に対する国の補助額を定める等、関係政令の整備を行うものであります。

次に、「国土交通省組織令の一部を改正する政令」は、神戸航空交通管制部を設置する等の措置を講ずるものであります。

次に、「道路法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月30日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限を追加する等、関係政令の整備を行うものであります。

次に、「土壌汚染対策法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成31年4月1日と定めるものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、特定有害物質に1,2-ジクロロエチレンを指定する等の措置を講ずるものであります。

次に、「原子力利用における安全対策の強化のための原子炉等規制法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、原子炉等規制法施行令等の関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、加藤厚生労働大臣が国際連合ハイレベル会合出席等のため本日から30日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、成瀬文男外69名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、文部科学大臣から2件御発言がございます。

○林国務大臣：9月23日、H-II B ロケット7号機による、宇宙ステーション補給機「こうのとり」7号機の打上げに成功しました。現在、「こうのとり」は順調に所定の軌道上を飛行しております。

今回の打上げ成功により、H-II B ロケットとしては7機連続、基幹ロケットとしては43機連続の打上げ成功となり、着実に信頼性を向上させていることを喜ばしく思っております。

打上げた「こうのとり」7号機につきましては、無事に国際宇宙ステーションへの物資補給及び実験サンプルの回収といった目的が達成されるよう、引き続き着実な運用に向け尽力してまいります。

次に、国立大学法人の長の人事について、申し上げます。

国立大学法人宮崎大学の学長池ノ上克は、9月30日付けで任期満了となりますが、10月1日付けで再任いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：「赤い羽根共同募金」運動は、今年で72回目を迎え、10月1日から全国で展開されます。この運動は、国民の皆様の善意と助け合いの精神により生まれ、民間による社会福祉活動の発展や、災害時のボランティア活動の支援に大きな役割を果たしています。

子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するためにも、国民の皆様のより一層の御支援と御協力をお願いしたいと思います。

10月1日から、街頭での募金のもとより、職域、学校、自治会等を通じた募金活動が行われます。各大臣には、共同募金の趣旨を御理解の上、積極的に御協力いただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣臨時代理たる私から海外出張不在中の臨時代理等について、申し上げます。

加藤大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、松山大臣を厚生労働大臣の臨時代理及び拉致問題担当大臣の事務代理に、指定又は命じることいたします。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。なお、海外出張された環境大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
9月25日〕（火）

◎一般案件

- 資料あり
資あり
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の承認について
(決定) (外務省)
 - 〃 ○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の受諾について(決定) (同上)
 - 資料なし
資なし
 - ☆カメルーン国駐箚特命全権大使大澤 勉外2名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使岡村邦夫外2名の解任状につき認証を仰ぐことについて
(決定) (同上)

◎公布(条約)

- 資料なし
資なし
- ☆所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約(決定) (外務省)
 - 〃 ☆税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(決定)
(同上)

◎政令

- 資料あり
資あり
- 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(決定)
(内閣府本府・内閣官房・文部科学省)
 - 〃 ○生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定)
(厚生労働・財務省)

- 資料あり ○国土交通省組織令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通省）
- 〃 ○道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（国土交通・財務省）
- 〃 ○土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（環境省）
- 〃 ○土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）
（原子力規制委員会）

◎人 事

- 資料なし ☆厚生労働大臣加藤勝信の海外出張について
（了解）
- 〃 ☆検事新田和憲外2名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事山口雅高外1名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ☆元一等陸佐成瀬文男外69名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]